市融資制度のご利用を

▼商工業者への各種事業資金

と

▽長期固定金利の住宅資金

市では、中小企業や勤労者を対象に、事業資金・住宅資金を融資しています。融資対象や融資条件については、下の表のとおりです。詳しくは市役所商工労政課（☎66－1118）または取扱金融機関までどうぞ。

なお、各資金の利率は、平成7年10月20日現在の金利です。

▷マイホーム建設資金には…

㊟ 住宅資金（マイホームの建設・低地のかさ上げ）

区分	土地付住宅購入		新築	増築	改造	かさ上げ
	新築	中古				
融資限度額	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	500万円
	60歳以上の老人等との同居上乗せ100万円		用地購入上乗せ400万円 同居上乗せ100万円			
購入建築する住宅面積	30㎡～280㎡以内			10㎡～280㎡（既設部分を含む）	10㎡未満	現況のまま
期間	25年以内	20年以内	25年以内		15年以内	
利率	年 3.85％					
返済方法	原則として、6カ月据置後分割（ボーナスとの併用返済も可能）					
担保	原則として、購入または建築する土地・建物					
連帯保証人	市内に住んでいる人で、資産と継続的収入があり、独立した生計を営んでいる人2人以上					

※土地付中古住宅購入は、新築後16年未満の物件が対象です。ただし、建築年数によって、融資額・返済期間が異なります。

現在返済途中で、借入額の50％以上を返済されている人は、新たに増築、改造資金の融資限度額の50％以内を借り入れできます。

▶ 事業資金の補助金には…

中小企業信用保証付融資保証料補給制度

一般商工業者

(1)補給対象者　市の略称㊙㊑㊕制度で設備資金（500万円以下）の融資時に、信用保証制度を利用し当初の返済条件どおり完済された人

(2)補助額　支払った信用保証料の40％以内

(3)申請方法　融資金完済日から60日以内に、申請書と完済証明書を市役所商工労政課に提出してください。